

令和8年度第1回横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会 会議録	
日時	令和8年5月11日(月)午後2時00分～3時30分
開催場所	緑区役所 会議室4A
出席者	江口 一生、武貞 綾、中田 範子、長崎 清美、委員 千恵(50音順)
欠席者	0人
開催形態	一部非公開(傍聴者なし)
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 挨拶</li> <li>2 委員紹介</li> <li>3 委員長選出</li> <li>4 委員長職務代理者</li> <li>5 委員会の公開・非公開</li> <li>6 公募要項(案)等について</li> <li>7 その他</li> </ol>
決定事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>3・4 委員長の選出及び委員長職務代理者の指名 委員長には中田委員を選出。委員長職務代理者には長崎委員が指名された。</li> <li>5 委員会の公開・非公開について 第1回委員会については、公正性を担保するため、議題のうち審議案件について非公開とした。第2回委員会については、応募団体のプレゼンテーション・質疑応答部分を公開し、公平な競争を妨げることのないよう応募団体の評価の審議部分について非公開とした。</li> <li>6 横浜市霧が丘公園こどもログハウスの公募要項(案)及び管理業務仕様書について 事務局から説明。次項の「議事」のとおり一部訂正し、委員長確認の上、確定することとした。また、指定候補者及び次点候補者となるための最低基準点も、原案どおり、加減点項目を除いた配点合計の6割で了承された。 また、評価が同点となった場合には、加減点項目を除いた配点合計で比較することとし、なお同点の場合は項目「4 事業の企画・実施」の合計で比較、それでもなお同点の場合は選定委員によるくじ引きで指定候補者を決定することとした。 (※くじ引きについては公共入札の規定を引用し、手法として選定。)</li> <li>7 その他 第2回委員会は、後日正式な案内文を送付することとした。</li> </ol>
議事	<ol style="list-style-type: none"> <li>6 横浜市霧が丘公園こどもログハウスの公募要項(案)について 委員：運営委員会はどういうようにしてメンバーが決められているのか。 事務局：基本的には指定管理者の判断で、必要なメンバーを決定している。 委員：実際の利用者の声を届けられるメンバーはいるのか。 事務局：メンバーは地域の方が多い印象であるが、利用者の声を届けられるとして参加されていると考えている。  (評価項目・基準について)  委員：評価基準項目ごとに記載されている点数は、満点ということか。 事務局：そのとおり。右側「配点」欄に記載の数字が各項目の満点となっている。 委員：基本項目、加減点項目についても、それぞれに対しての満点の記載か。</li> </ol>

事務局：そのとおり。

委員：大項目3（4）「防災に対する取組」については、現状、発災時の位置づけがないため、若干文言を修正するという事務局提案でいかがか。

（委員了承）

委員：同点になった際の決定方法について。「くじ引き」という事例について、何か根拠があったら教えてほしい。

事務局：行政の公共入札でも、最終決定時にくじ引きを用いることもある。このことを根拠としてくじ引きのやり方を例示した。

委員：同点の際の決定について、何か他の方法の提案等あるか。

委員：まずは基本項目（加減点項目を除いたもの）の合計点を見て、そのあとすぐにくじ引きではなく、重要項目の合計点で比較してはどうか。

委員：段階を踏んだほうが良いかもしれない。重要項目を、「4 事業の企画・実施」の合計点とすることでいかがか。

（委員了承）

委員：事務局と委員の提案を踏まえ、上記の方法で決定したいと思う。

委員：イベント時などでも、実際の利用者の声をアンケート等で取ったことはあるのか。利用者の生の声があると良いと思う。

事務局：公表されている第三者評価に、指定管理者が利用者アンケートを取ったとの記載があった。こちらの資料を確認の上、可能であれば委員に提示する。

委員：評価基準項目で満点に差があるが、何か意図はあるのか。

事務局：特段重視したい項目については配点を高くしているという事務局の判断である。

委員：かなり満点に差があるし、配点が妥当なのかということも含めて意見等はあるか。大項目（1～6）ごとの満点の差もあるが、特に重きを置きたい群の配点を高くしているのか。

事務局：そこは関係していない。小項目数も意図するものではない。

委員：ではまず項目を考え、その結果種類ごとに分けたらこのような大項目、小項目の数になったということか。

事務局：そのとおり。

委員：6（3）は現在の指定管理者のみのもの。新規応募の団体はこの点数が入らないので、点数差がここでできるという認識でよいか。

事務局：現在の管理者が悪い場合はマイナス点となるので、その場合は不利となるが、優良な場合はプラスの点数が入り有利となる。

委員：マイナスもプラスも付けられるため、有利不利というのは基本的にないということか。

事務局：そのとおり。

委員：評価を受けた事業計画等が実施されているかは、毎年区に報告があり確認できるようになっているのか。

事務局：確認も公表もしている。

資料

- (1) 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会名簿
- (2) 横浜市霧が丘公園こどもログハウスの指定管理について
- (3) 横浜市公園条例（抜粋）
- (4) 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者選定委員会運営要綱
- (5) 横浜市霧が丘公園こどもログハウスの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱
- (6) 横浜市霧が丘公園こどもログハウス指定管理者 公募要項（案）
- (7) 横浜市霧が丘公園こどもログハウス 管理業務仕様書（案）
- (8) 横浜市霧が丘公園こどもログハウス案内図
- (9) 横浜市霧が丘公園こどもログハウス平面図